



暮らし



市議会



選挙

最新の情報は左の二次元コードから市HPへアクセスして入手してください

## INDEX

- ◇自治会やペットなど暮らしのこと…P104
- ◇住みやすい街づくりについて…P108
- ◇商工農・統計調査について…P112
- ◇外国人への情報提供について…P113
- ◇市政について…P113

# 自治会やペットなど暮らしのこと

## 自治会活動

**取扱窓口** みんなでまちづくり課 TEL 632-2886  
 宇都宮市自治会連合会 TEL 632-2289

自治会では、自分たちのまちをより住みやすいまちにして、楽しく快適に暮らせるよう、さまざまな活動を行っています。市でも、市民の皆さんの自治会への加入を推奨しています。

### ▶ 自主防災活動

地域の安全を地域ぐるみで守るため、災害に備え、地域で防災組織を結成し、防災活動を行っています。

### ▶ 防犯活動

夜道を安心して歩けるよう、自治会が防犯灯の設置と管理をしています。防犯灯の設置要望や球切れなどは、各自治会の会長や班長へご連絡ください。また、登下校時の小学生の見守りなども実施しています。

### ▶ 環境美化活動

ごみステーションや道路・公園などの清掃活動や資源のリサイクル運動などを行っています。

### ▶ 文化・レクリエーション活動

地域の親睦を図るため、体育祭や文化祭などの事業に取り組んでいます。

### ▶ 子ども会・老人会などへの協力

地域内の各種団体の活動に協力しています。

### ▶ 集会所の維持・管理

さまざまな活動を行うための集会所の維持・管理を行っています。

### ▶ 加入促進活動

自治会会員の優待制度「宮PASS」は、レストランやショッピングモールなどの提携施設で割引や特典を受けることができる制度です。自治会への加入希望や自治会活動について、詳しくは、宇都宮市自治会連合会、または、みんなでまちづくり課へ。

## ボランティアの募集・参加

**取扱窓口** みんなでまちづくり課 TEL 632-2886

### ▶ 宇都宮市まちづくり活動応援事業(まち活)

市では、スマートフォンを使って市内のまちづくりやボランティア活動に参加することができる、「宇都宮市まちづくり活動応援事業」アプリを配信しています。

スマートフォンで、ボランティア活動の情報を簡単に調べることができ、実際に参加ができます。

下の二次元コードからダウンロードできます。

パソコンや携帯電話からも参加できますので、詳しくは市ホームページをご確認ください。



iPhone



Android

### ▶ ボランティア活動中に事故が起きたときは

市では、ボランティア活動中の事故を補償する保険に加入しています。保険加入の手続きは不要です。事故日から30日以内に、みんなでまちづくり課へ。

**対象** 市民または市内でボランティアなどの市民活動を行っている人(活動の責任者・指導者・運営スタッフ・活動に従事している人)。

**対象活動** 継続・計画的に、営利を目的とせず、無償で社会貢献のために、広く公共の利益を追求した活動。

#### ▶ 傷害事故

**補償内容** 死亡=500万円、後遺障がい=15~500万円、入院(180日以内)=日額3,000円、通院(90日以内)=日額2,000円。

#### ▶ 賠償責任事故

**補償内容** 身体賠償=1人に付き1億円以内・1事故につき2億円以内、財物賠償=1事故につき500万円以内、保管物賠償=1事故につき300万円以内(いずれも賠償金のうち5,000円までは自己負担)。

※イベントや行事の来場者や参加者への補償、疾病は対象外。

## 基金

取扱窓口 **みんなでまちづくり課 TEL 632-2886**

### 市民活動助成基金にご協力を

福祉・教育・環境など、さまざまな分野で活動するボランティア団体やNPO法人を支援するため、「市民活動助成基金」への寄付の受け入れを行っています。市民の皆さんの寄付により、ボランティア団体やNPO法人の活動の活性化につながります。

## 地域まちづくり

取扱窓口 **みんなでまちづくり課 TEL 632-2900**

### 地域まちづくり支援業務

地区市民センターや市民活動センターでは、地域の皆さんが行う地域活動や、まちづくり活動などを支援します。

- ・行政相談(地域の課題に関する相談・提案など)。
- ・地域振興事業(地域まちづくり活動の支援、まちづくりに関わる事業の実施)。
- ・活動の場の提供(ホール、学習室、調理実習室など、施設の貸し出し)。

## 犬・猫

取扱窓口 **生活衛生課 TEL 626-1108**

### 犬の登録と狂犬病予防注射

生後91日以上の子犬は、飼い始めてから30日以内に登録(生涯1度)することと、狂犬病予防注射(年1回)を受けることが義務付けられていますので行ってください。

### 引っ越してきたとき

30日以内に、変更の届け出をしてください。

### 飼い主が変わったとき

30日以内に、新しい飼い主が変更の届け出をしてください。

### 犬・猫の死体の処理

取扱窓口 **平石環境システム TEL 661-3553**

飼い犬・飼い猫の死体は有料、飼い主が不明な犬・猫の死体は無料で処理します。

## 霊園

取扱窓口 **生活安心課 TEL 632-2819**

利用者を募集する市営の霊園は、北山霊園(岩本町)、聖山公園(上欠町)、東の杜公園(氷室町)、上河内東山霊園(中里町)、河内北霊園(白沢町)です。聖山公園を除き、年間を通して利用申込を受け付けます。聖山公園の利用者募集については、広報紙でお知らせします。

## 結婚新生活支援事業

取扱窓口 **都市ブランド戦略課 TEL 632-2115**

結婚に伴う住宅取得や新居の家賃、引っ越し費用など、新婚生活に必要な費用の一部を補助します。

**対象世帯** 次のすべてに該当する世帯。①申請年度の前年度の1月1日～申請年度の末日までに婚姻届を受理された②婚姻届受理時の年齢が、夫婦ともに39歳以下③夫婦の所得の合計金額が500万円未満④居住誘導区域に居住し、居住地に住民票の住所があるなど。

**補助額** 1世帯当たり最大30万円(婚姻届受理時の年齢が夫婦ともに29歳以下の場合には最大60万円)。

**補助対象の経費** 申請年度内に支払った①住宅の購入費(土地の購入費は除く)②賃貸住宅の家賃、敷金、礼金、共益費、仲介手数料③引っ越し業者などへ支払った実費④住宅のリフォーム費。

**その他** 詳しくは、市ホームページをご覧ください。

## 環境

### 環境創造基金にご協力を

取扱窓口 **環境創造課 TEL 632-2403**

豊かで美しい地球を次の世代へ引き継いでいくため、「環境創造基金」を設けています。この「環境創造基金」は、学生などの団体による活動の支援に活用されます。

### 住宅の脱炭素化費用の一部を補助

取扱窓口 **環境創造課 TEL 632-2408**

**対象** 次のすべてに該当する人。①自ら居住する市内の住宅(住宅の所在地に住所があること)に機器を設置する②市税の滞納がないなど。この他にも必要な要件あり。

### 対象となる機器と補助額

①ZEH※1 1件当たり20万円

②太陽光発電システム(基本額)  
1kW当たり1万円(上限8万円)

③太陽光発電システム(既築加算)  
1kW当たり2万円(上限16万円)

④定置型蓄電池  
1kWh当たり2万円(上限20万円)

⑤燃料電池(エネファーム) 1件当たり2万円

⑥給電性能を備えたBEV 1件当たり20万円

⑦HEMS※2 1件当たり1万円

※1 年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロにすることを目指した住宅。

※2 家庭で使うエネルギーを節約するための管理システム

**申請** 詳しくは、環境創造課(市役所12階)または、市ホームページを確認の上、必要書類を環境創造課へ。

住宅改修費用の補助について、詳しくは109ページをご覧ください。

## 環境学習

取扱窓口 ▶ 環境学習センター TEL 655-6030

### +

 環境学習センター(愛称:環境未来館)

環境問題について理解を深め、実践するための環境学習の拠点施設です。ごみから資源を取り出すリサイクルプラザの見学や環境学習講座を行っています。

所在地 茂原町777番地1。

開館時間 午前9時～午後5時。

休館日 月曜日、年末年始、施設点検により臨時休館あり。

## 緑化や基金など

### +

 記念樹を差し上げます

取扱窓口 ▶ 景観みどり課 TEL 632-2885

花と緑いっぱいのおまちづくりを進めるため、出生により新たに市民となった人や、市内に住宅を新築または購入した人に、ハナミズキなどの苗木を差し上げています。

### +

 都市緑化基金にご協力を

取扱窓口 ▶ 景観みどり課 TEL 632-2597

皆さんと一緒に緑豊かなまちづくりを進めていくため、「宇都宮市都市緑化基金」への寄付の受け入れを行っています。

### +

 河川環境基金にご協力を

取扱窓口 ▶ 河川課 TEL 632-2689

快適な河川環境づくりを皆さんと進めていくため、「河川環境基金」寄付への受け入れを行っています。



### +

 グリーントラスト運動にご協力を

取扱窓口 ▶ グリーントラストうつのみや事務局  
(景観みどり課内) TEL 632-2559

グリーントラスト運動とは、市民がお金や知恵、労力を出し合い、市街地やその周辺の雑木林など身近な緑を守り育て、次世代に緑を残していく運動です。

## 消費生活

取扱窓口 ▶ 市消費生活センター相談専用  
TEL 616-1547

### +

 消費生活センター

消費者トラブルや多重債務で困ったときは、消費生活センター(馬場通り4丁目1番1号、うつのみや表参道スクエア5階)へ。消費生活相談員が相談に応じます。受け付けは、年末年始を除く毎日。電話相談は午前9時～午後5時30分、来所相談は午前10時～午後5時30分。ただし、土・日曜日、祝休日は午後4時30分まで。無料駐車場はありません。多重債務相談で当ビル駐車場を利用した場合に限り、駐車料金を補助します。

## 計量

取扱窓口 ▶ 計量検査所 TEL 616-1562

### +

 はかりの検査

商取引・証明行為などの業務に使用するはかりは、2年に1度の定期的な検査が義務付けられています(計量法第19条)。検査日・会場などは広報紙・市ホームページでお知らせしますので、該当する人(事業所)は必ず受検してください。

## 交通安全

取扱窓口 ▶ 道路保全課 TEL 632-2513

放置自転車は、歩行者や自動車の通行を妨げ、交通事故の原因にもなりますので、駐輪場を利用しましょう。中心市街地やJR宇都宮・雀宮・鶴田・岡本の各駅周辺は、自転車放置禁止(規制)区域となっています。放置された自転車は撤去し、自転車保管所へ移動します。なお、90日間保管し引き取りがないときは、処分します。また、市のホームページでは、撤去した自転車の写真を公開しています。

## 路上喫煙

取扱窓口 **生活安心課 TEL 632-2819**

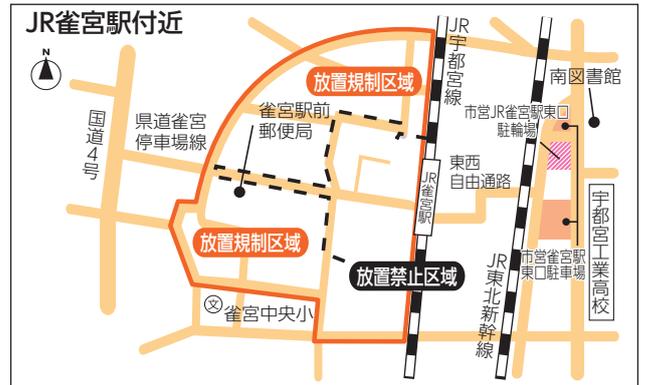
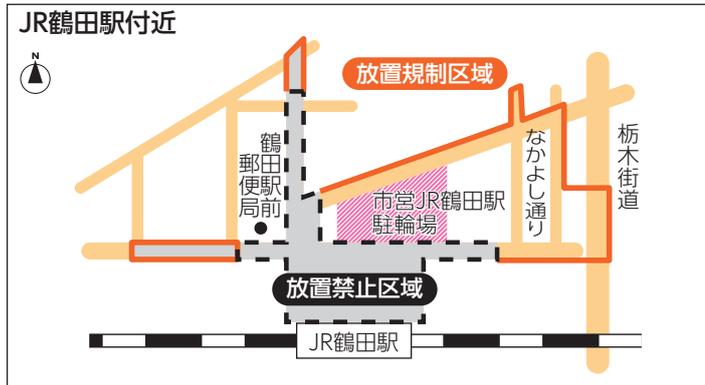
「路上喫煙等禁止区域」(108ページ参照)における、喫煙所以外での喫煙行為には罰則(2,000円の過料)が適用されます。

## ごみのないきれいなまち

取扱窓口 **廃棄物政策課 TEL 632-2928**

「美化推進重点地区」(108ページ参照)でのごみのポイ捨てやペットの散歩の際のふんの放置に罰則(警告し、従わない場合は2,000円の過料)が適用されます。

**+** 自転車放置禁止(規制)区域と駐輪場   放置規制区域   放置禁止区域



### +

 市営有料駐輪場

- JR宇都宮駅西口駐輪場 **TEL (621) 7112**
- JR宇都宮駅東口第1駐輪場 **TEL (635) 0859**
- JR宇都宮駅東口第2駐輪場 **TEL (635) 9722**
- 中央小学校北駐輪場 **TEL (637) 7918**
- 中央1丁目駐輪場 **TEL (635) 6843**
- JR鶴田駅駐輪場 **TEL (636) 3725**
- JR雀宮駅東口駐輪場 **TEL (653) 2241**
- JR岡本駅西口駐輪場 **TEL (671) 0201**
- 新幹線高架下駐輪場 **TEL (639) 8754**
- JR宇都宮駅西口歩道上駐輪場(機械式)

※無料駐輪場については、市ホームページをご覧ください。

市営駐輪場のご案内▶



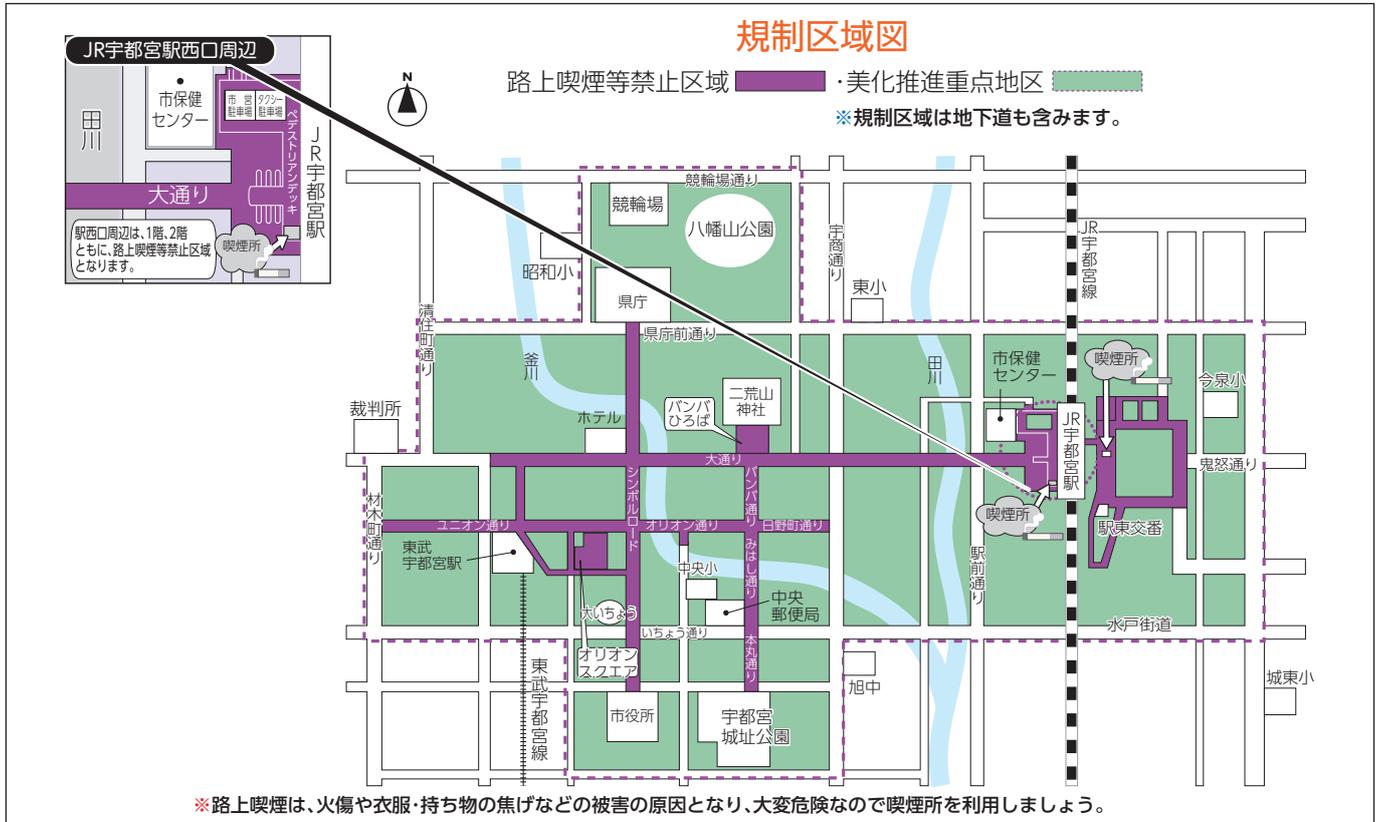
## +

### 自転車保管場所



## +

### 路上喫煙等禁止区域・美化推進重点地区



# 住みやすい街づくりについて

より快適な街づくりのための制度やサービスです。

## 住宅

### +

#### 市営住宅の申し込み

**取扱窓口** 市営住宅管理センター TEL 678-8861

市営住宅は、市内20団地、約3,500戸あります。募集は毎月行いますので、市営住宅管理センター、住宅政策課(市役所9階)、各地区市民センターなどに置いてある「入居申込案内」をご覧ください。

### +

#### 住居表示実施区域内での新築・増改築

**取扱窓口** 市民課 TEL 632-2274

住居表示を実施している町に建物を新築、増・改築するときには、建築指導課などに提出する「建築確認申請」とは別に、住居番号(住所)を決めるための「新築による届出書」を市民課(市役所1階)または各地区市民センター・出張所へ提出してください。また、電子申請※による受け付けも行っています。提出後、調査を行い、7~10営業日で「住居番号設定通知書」とアルミ製のプレート「町名・住居番号表示板」を送付します。住居番号(住所)が決まらなると転居届などの手続きができませんのでご注意ください。

※「宇都宮市電子申請共通システム」を利用して、自宅や各事業者などから「新築による届出書」を提出できます(利用には事前登録が必要です)。提出する際は必要書類の電子データの添付が必要です。

## 若年夫婦、子育て世帯及び新卒採用者等家賃補助金

取扱窓口 住宅政策課 TEL 632-2735

**対象世帯** 次のいずれかに該当する世帯。①若年夫婦=申請日の属する年度の末日時点で、夫婦のいずれかが満40歳未満であり、夫婦のいずれかが市外転入者である世帯②子育て世帯=高校3年生相当までの子がいて、世帯員のいずれかが市外転入者である世帯③新卒採用者=申請日の属する年度の末日時点で、卒業見込みまたは卒業後3年以内で市内企業に就職する満29歳以下のもの④結婚を希望する女性=とちぎ結婚支援センターに登録する等により結婚活動を行うもの。

**要件** ①世帯員の年間の所得の合計額が554万円以下(2人世帯の場合)②自治会に加入している③世帯全員に市税の滞納がないなど。

**補助額** 各種条件に基づく加算方式により、市外転入者=最大12万円、市内転居者=最大6万円。子ども1人につき1万円加算。

**申請方法** 転居日から3カ月を経過し、6カ月以内に必要書類を添えて、直接または郵送で、住宅政策課(市役所9階)へ。必要書類など、詳しくは、市ホームページをご覧ください。

## 住宅改修事業費補助金

取扱窓口 住宅政策課 TEL 632-2735

**対象住宅** 次のすべてに該当する住宅。①市内に所在する住宅②補助対象者またはその二親等以内の親族が所有する住宅③補助対象者もしくはその二親等以内の親族が現に居住している、または完了実績報告までに居住する住宅。

**要件** ①市に住民登録がある②過去に同一の住宅について補助金の交付を受けていない(補助対象住宅の共有者を含む)③市税の滞納がないなど。

**対象工事** ①必須工事※費の合計が税込10万円以上のもの②補助金の交付の決定後に工事契約を締結するものなど。

※必須工事

外壁・屋根・天井・床の断熱改修工事、窓の断熱改修工事、太陽熱温水器の設置工事、パリアフリー改修工事、防犯性向上に資する改修工事、多世代同居に伴う増設工事、多子世帯を対象とした間取りの変更工事、地域活力に向けた間取りの改修工事など

**補助額** 住宅改修工事の10%(最大10万円)

**申請方法** 当該年度2月末日までに、必要書類を添えて、直接または郵送で、住宅政策課(市役所9階)へ。必要書類など、詳しくは、市ホームページをご覧ください。

## マイホーム取得支援事業補助金

取扱窓口 住宅政策課 TEL 632-2735

**対象住宅** 次のすべてに該当する住宅。①所在地の全部又は一部が補助対象区域内に含まれている②延床面積が25平方メートル以上である。

**要件** ①世帯員の年間の所得の合計額が1,318万円以下(2人世帯の場合)②世帯全員が申請日において、市内に持家を所有していない③自治会に加入している④世帯全員に市税の滞納がないなど。

**補助額** 各種条件に基づく加算方式により、市外転入者=最大85万円、市内転居者=最大50万円。子ども1人につき5万円加算。

**申請方法** 住宅取得日から6カ月以内に、必要書類を添えて、直接または郵送で、住宅政策課(市役所9階)へ。必要書類など、詳しくは、市ホームページをご確認ください。

〈広告〉



とちぎの「暮らし」を支える仕事

事業内容

- 新築
- 各種リフォーム
- 増改築
- 各種修繕

施工実績





株式会社 **阿久津建築**  
AKUTSU KENCHIKU CO., LTD.

〒321-0951 栃木県宇都宮市越戸3-3-29  
☎ 028-661-2950 ☎ 028-662-6517  
🌐 <https://www.akutsu-architect.co.jp/>



## 住宅改修・ブロック塀撤去などの費用を補助

取扱窓口 建築指導課 TEL 632-2573

### 木造住宅の耐震化費用を補助

**対象住宅** 昭和56年5月31日以前に在来軸組工法などで建築されている住宅。ただし、空き家、すでに着手済、改修済などを除く。

#### 補助の内容

- ▽耐震診断 無料
- ▽耐震建て替え 費用の5分の4(上限100万円)ただし、県産出材を10㎡以上使用して新築する場合は、10万円を加算(上限110万円)
- ▽耐震改修 費用の5分の4(上限100万円)
- ▽部分耐震改修 費用の5分の4(上限50万円)
- ▽耐震シェルター・防災ベッドの設置 費用の5分の4(上限25万円)

#### 注意事項

補助の種類	申込期限	事業完了期限
耐震診断	申請年度の12月末	申請年度の1月末
耐震建て替え・耐震改修	申請年度の10月末	
部分耐震改修・耐震シェルター・防災ベッド		

各種補助制度の受け付けは、先着順で予算の範囲内での実施となります。申請者は、市税・県税・国税に滞納がないことなどの条件があります。

### ブロック塀などの安全対策費用を補助

#### 対象

- ▽立地 道路・公園・公共施設の敷地などに面するもの。
- ▽高さ 次のいずれかに当てはまるもの。①道路面から80cmを超える。②擁壁などとの合計が80cmを超え、ブロック塀が60cmを超える③石塀の場合は、高さを道路面から80cm以下に改修する工事。

#### 補助の内容

- ▽一般 費用の2分の1(上限10万円)
- ▽スクールゾーン内 費用の4分の3(上限15万円)
- ▽撤去後の軽量なフェンスなどの再築費(撤去工事と同時にを行うものに限る) 費用の3分の1(上限6万6,000円)

#### 注意事項

- ▽本事業完了期限:申請年度の1月末までに完了すること。
- 各種補助制度の受け付けは、先着順で予算の範囲内での実施となります。申請者は、市税・県税・国税に滞納がないことなどの条件があります。

## 建築・開発行為

### 建築確認申請

取扱窓口 建築指導課 TEL 632-2575

建築物の新築、増・改築などをするときには、工事を始める前に、建築確認申請が必要です。なお、確認済証の交付を受けてから着工してください。また、工事現場には確認済の表示板を掲示することが必要です。

### 中間検査申請

取扱窓口 建築指導課 TEL 632-2577

階数が3以上で鉄筋コンクリート造、または、鉄骨鉄筋コンクリート造の共同住宅、木造で建て売り一戸建て専用住宅(平屋、2階)、3階部分が木造の一戸建て専用(または併用)住宅、主要構造部が鉄骨造で、階数が3以上かつ延べ面積500㎡以上の建築物は中間検査を受けることが必要です。

### 完了検査申請

取扱窓口 建築指導課 TEL 632-2575

建築物の工事が完了したら、4日以内に完了検査申請書を提出してください。

完了検査を行い、建築基準関係規定に適合していれば、検査済証を交付します。

### 建設リサイクル(住宅などの解体工事)の届け出

取扱窓口 建築指導課 TEL 632-2574

建設資材廃棄物を再資源化するため、建設工事の発注者は、分別解体などの計画を工事着手の7日前までに届け出ることが必要です。建築物の解体=80㎡以上、建築物の新築・増築=500㎡以上、建築物の修繕・模様替え(リフォームなど)=1億円以上、その他の工作物に関する工事(土木工事など)=500万円以上。

### 有料駐車場の設置などの届け出

取扱窓口 建築指導課 TEL 632-2575

500㎡以上の有料駐車場を設置するとき、または、届け出ている事項を変更しようとするときは、あらかじめ届け出する必要があります。また、設置届け出済の駐車場が、その供用を休止または廃止した場合は、10日以内に届け出てください。休止していた駐車場を再開する場合も同様です。

### 中高層建築物の届け出

取扱窓口 建築指導課 TEL 632-2574

住居系地域内で建築物の高さが10mおよび非住居系地域内で15mを超える建築物を建築するときは、近隣の人々に建築計画概要の事前公開が必要となりますので、建築確認申請を行う30日前までに届け出てください。

## + ホテル等設置の届け出

### 取扱窓口 ▶ 建築指導課 TEL 632-2574

住居系地域および市街化調整区域内または学校などの施設の周囲約100m範囲内に、ホテルなどを建築するときは、建築確認・開発許可の申請を行う30日前までに届け出てください。

## + 開発許可申請

### 取扱窓口 ▶ 都市計画課 TEL 632-2567

市街化区域内で1,000㎡以上の開発をする場合は、開発許可を受けなければ建物を建てることはできません。

道路や公園などの公共施設が必要な開発は、その施設の適正な配置や土地利用などについて、各公共施設の管理者と事前協議をしなければなりません。

市街化調整区域内は、開発を抑制する区域であり、原則、建物は建てられません。ただし、一定の要件を満たせば、許可を受け建物を建てるすることができます。

## + 盛土規制法に基づく工事許可申請

### 取扱窓口 ▶ 都市計画課 TEL 632-2883

盛土規制法の施行に伴い、本市全域が「宅地造成等工事規制区域」となっています。一定規模の盛土・切土工事や土石の一時的な堆積などを行う場合、土地の用途に関わらず、工事着工前に許可が必要です。

## + 土地売買などの届け出

### 取扱窓口 ▶ 都市計画課 TEL 632-2566

国土利用計画法により、一定面積以上(一団の土地も含む)の土地売買などの契約をした場合、譲受人(買主)はその日から2週間以内に届け出が必要です。

市街化区域=2,000㎡以上、市街化調整区域=5,000㎡以上。

## + 地籍調査の成果の交付

### 取扱窓口 ▶ 道路管理課 TEL 632-2238

地籍調査が完了した地区の地籍図などの地籍調査の成果について、閲覧や写しを交付しています。

## 都市計画

## + 都市計画について知りたいときは

### 取扱窓口 ▶ 都市計画課 TEL 632-2642

都市計画法に基づく計画書や図面などを閲覧できます。区域区分(市街化区域、市街化調整区域)、地域地区(用途地域、防火地域など)、都市施設(道路、公園、下水道など)、土地区画整理事業、市街地再開発事業など。

## + 区域区分(市街化区域、市街化調整区域)や用途地域に関する証明

### 取扱窓口 ▶ 都市計画課 TEL 632-2642

税務署や公安委員会に提出する区域区分(市街化区域、市街化調整区域)や用途地域の証明書を交付しています。

## + NCC(ネットワーク型コンパクトシティ)形成のための支援制度(生活利便施設の立地に対する補助など)

### 取扱窓口 ▶ NCC推進課 TEL 632-2563

本市では、中心部や駅周辺などの都市機能誘導区域や市街化調整区域の地域拠点に、各地域に応じた生活利便施設(医療・福祉、子育て支援、商業などの誘導施設)を誘導しています。

- 都市機能誘導区域や市街化調整区域の地域拠点に、生活利便施設を建てる場合やライトライン停留場などの周辺にコンビニエンスストアなどを建てる場合に、施設整備費や改修費、家賃の一部を助成します。
- 都市機能誘導区域や市街化調整区域の地域拠点のうち、浸水ハザードエリアに立地する生活利便施設の浸水対策に要する費用の一部を助成します。
- 市街化調整区域の地区計画制度活用に向けた地元組織などの取り組みに対し、まちづくりの専門家(アドバイザー)の派遣や土地利用構想の作成、道路・公園などの公共施設整備費の一部を助成します。

## + 誘導区域外で建築などを行う場合は届け出が必要です

### 取扱窓口 ▶ NCC推進課 TEL 632-2563

「宇都宮市立地適正化計画」に定める都市機能誘導区域外で医療や福祉、商業などの生活利便施設の建築等を行う場合や、居住誘導区域外で一定規模以上の住宅開発、集合住宅の建築などを行う場合は、工事着手の30日前までに市への届出が必要です。また、都市機能誘導区域内で既存の生活利便施設を休止・廃止する場合も市への届出が必要です。

## + 都市施設の区域内における建築許可

### 取扱窓口 ▶ 都市計画課 TEL 632-2642

都市施設(道路など)の区域内で建物を建てようとする場合は許可が必要です。

## + 地区計画区域で建築するときは届け出を

### 取扱窓口 ▶ 建築指導課 TEL 632-2576

地区計画区域で建築を行う場合、地区計画に合った内容で事前に届け出が必要です。

## + 屋外広告物許可申請

### 取扱窓口 ▶ 建築指導課 TEL 632-2573

屋外に広告物を掲出する場合は、許可が必要です。地域ごとに、広告物の種類に応じた面積や高さなどの基準を定めている他、掲出を禁止している地域もあります。

ただし、店舗や事務所などの敷地内に、自己の営業内容などを、表示面積の合計15㎡以下(広告物景観形成地区の場合は2㎡または5㎡)で掲出する場合は除きます。

## 景観法による届け出、景観条例による事前協議の申し出

### 取扱窓口 景観みどり課 TEL 632-2568

#### ▶ 景観法による届け出

高さ10mまたは建築面積が1,000㎡を超える建物や一定規模を超える工作物などを建設する場合および景観形成重点地区(宇都宮駅東口地区、大通り地区、白沢地区、雀宮駅周辺地区、岡本駅周辺地区、大谷地区)または景観形成推進地区(中里原地区)で建物や工作物などを建設する場合は、着手前に届け出が必要です。

#### ▶ 景観条例による事前協議の申し出

景観法による届け出を行う前に、都心景観ゾーン(高次都市機能誘導区域)で高さ10mまたは建築面積が1,000㎡を超える建物や一定規模を超える工作物などを建設する場合および景観形成重点地区または景観形成推進地区で建物や工作物などを建設する場合は、事前協議の申し出が必要です。

## 土地地区画整理事業

#### ▶ 組合などが施行する土地地区画整理事業の支援・相談

### 取扱窓口 市街地整備課 TEL 632-2587

個人または権利者で構成される組合で実施する土地地区画整理事業については、市で技術支援を行っています。また、補助金の交付が受けられる場合もありますので、ぜひご相談ください。

#### ▶ 建築行為等の許可(土地地区画整合法76条)

### 取扱窓口 東部区画整理事業課 TEL 632-2644 西部・北部区画整理事業課 TEL 632-2635

土地地区画整理事業施行地区内で、土地の形質の変更や、建築物・工作物の新築、改築または増築を行う場合は許可が必要です。また、政令で定める移動の容易でない物件の設置やたい積を行おうとする場合も許可が必要です。詳しくは、各事業課へお問い合わせください。

#### ▶ 建築の許可(都市計画法53条)

### 取扱窓口 市街地整備課 TEL 632-2587

市街地開発事業(土地地区画整理事業)の都市計画決定区域内で、建物を建てようとする場合は許可が必要です。

#### ▶ 保留地(宅地)の販売

### 取扱窓口 東部区画整理事業課 TEL 632-2644 西部・北部区画整理事業課 TEL 632-2635

土地地区画整理事業で生まれた保留地を販売します。

## 市街地再開発事業・優良建築物等整備事業

### 取扱窓口 市街地整備課再開発室 TEL 632-2570 都心部まちづくり推進室 TEL 632-2643

都心部のまちづくりを推進するため、JR宇都宮駅西側大通り沿線を中心にゆとりある歩行空間の創出など、まちづくりに貢献する市街地再開発事業・優良建築

物等整備事業への支援を行っています。

▼老朽化した建物を更新し、魅力ある街にしたい。

▼自らの土地を有効活用することにより、中心市街地の活性化につなげたい。

▼ゆとりある歩行者空間の整備や店舗の共同化などで、魅力ある商店街にしたい。

▼密集した木造家屋を共同ビルに建て替えることで、防災性の高い街にしたい。

都心部のまちづくりや土地や建物の有効活用を検討する皆さんに対して、市では、専門アドバイザー派遣などの支援を行っています。ぜひ、ご相談ください。

## 商工農・統計調査について

融資・労働相談制度や、いろいろな統計調査のご案内です。

## 商工農

### 中小企業者向け融資

### 取扱窓口 商工振興課 TEL 632-2434 中小企業融資振興会 TEL 632-2438

中小企業者向けに、設備資金や運転資金などの事業資金を融資しています。利用できる人は、市内に事業所を有し、引き続き1年以上現在の事業を営んでいる中小企業者または中小企業団体などで、法人は、その商業登記を、個人は、市内での住民登録を行っていることが必要です。また、新規開業者向けの創業資金・災害関連資金などでは、営業期間が1年未満でも融資が受けられるよう、別に資格要件を設定しています。融資の申込窓口は、足利銀行、栃木銀行他、市内に本・支店を有する金融機関です。

### 労働相談

### 取扱窓口 商工振興課 TEL 632-2446

原則、毎月第2木曜日、第4火曜日(相談日については、広報紙・市ホームページでご確認ください)に、社会保険労務士が、ハラスメント、雇い止め、労働時間、賃金、解雇など労働全般の相談をお受けします。

また、事業主からの労務管理などの相談にも応じます。予約制ですので、商工振興課へお申し込みください。

### 農地転用許可

### 取扱窓口 農業委員会事務局 TEL 632-2814

農地を農地以外に転用する場合、農地法の許可を受けなければいけません。また、許可できない場合もありますので、詳しくは、農業委員会事務局にご相談ください。

### 農業に関する諸証明

### 取扱窓口 農業委員会事務局 TEL 632-2815

農業委員会では、耕作証明や農業従事証明など農業に関わる証明書の交付を行っています。

## 統計調査

取扱窓口 政策審議室 TEL 632-2124

### いろいろな統計調査

令和6年度と令和7年度に予定されている主な調査(対象・周期)は、次の通りです。

#### ▶ 令和6年度

▼ 農林業センサス(世帯・5年)。

#### ▶ 令和7年度

▼ 国勢調査(世帯・5年)。

## 外国人市民への情報提供について

外国人市民への情報提供のご案内です。

## 外国人市民への情報提供

取扱窓口 国際交流プラザ TEL 616-1563

### 宇都宮市ホームページ「Global Site」を使う

観光情報がみられるほか、「外国人市民のための生活情報」のページでは、「暮らしの便利帳」や「市税のしおり」など、いろいろな言語で使えるツール、サイトやアプリを紹介しています。

言語 英語、中国語(簡体字)、中国語(繁体字)、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語、ベトナム語



### Facebookの「Living Information in Utsunomiya」を見よう

外国人市民向け生活情報紙「おーい!」、災害に備えるための情報、新型コロナウイルスの予防の情報などについて、英語とやさしい日本語で読むことができます。



### 外国人市民のための相談窓口

127ページもご覧ください。

### 多言語(32言語)で情報を伝えています

国際交流プラザでは、多言語音声翻訳タブレットを置いて、情報を伝えています。

月曜日～日曜日 午前10時～午後8時

### 通訳ボランティアの派遣

外国人市民の行政手続きの支援や、コミュニケーション支援のため英語、ベトナム語などの各言語の通訳ボランティアが公的機関と一緒に行き通訳します。

月曜日～日曜日 午前8時30分～午後7時。

費用 2,000円(1回2時間)。

### 国際交流サロン(交流会を開いています)

外国人市民や日本人市民との交流・情報交換の場所として交流会を開いています(会場:国際交流プラザ)。

毎月第4土曜日 午後4時～6時。

## 市政について

より良い市の行政のために市議会の運営や選挙を実施しています。

## 市議会

市議会は、市の条例や予算などの重要な事項を審議し決定する機関で、住民の直接選挙で選出された議員で構成されています。議会は、年4回(3・6・9・12月)開く定例会の他、必要に応じて臨時会も開きます。行政事務を執行する市長や教育委員会などは執行機関、議会は議決機関と呼ばれています。

### 本会議と委員会

取扱窓口 議会事務局議事課 TEL 632-2609

本会議は、議案などを審議し、議会の最終的な意思を決める会議です。執行機関から提出された議案について市長が説明し、それらに対する議員からの質疑や一般質問が行われるのもこの会議です。

委員会は、議案などをそれぞれ専門的に審査します。常任委員会は、現在5つ(総務・厚生・子ども教育・環境経済・建設)設置されており、議員は必ずどれかに所属しています。特別委員会は、特定の案件を調査・審査するために設けられる委員会です。

### 市議会の傍聴

取扱窓口 議会事務局議事課 TEL 632-2609

本会議は、一般に公開されていて、個人・団体を問わず自由に傍聴できます(定員120人※)。議会棟6階の傍聴受け付けでお申し込みください。なお、手話通訳の必要な人は、傍聴したい本会議の原則7日前(土・日曜日、祝休日を除く)までにお申し込みください。また、各委員会なども、原則5人(※)まで傍聴できます。議会棟3階の議会事務局窓口の開会10分前までにお申し込みください。希望者が多い場合は抽選となります。

※定員などは変更となる場合があります。

### 請願書や陳情書の提出

取扱窓口 議会事務局議事課 TEL 632-2609

ホームページ

<https://www.city.utsunomiya.lg.jp/gikai/>

市政についての意見や要望などを議会に出すことが

できます。議員の紹介があるものを請願、ないものを陳情といいます。請願書、陳情書は日本語を用いて、陳情する事柄の趣旨、提出年月日、住所、氏名など必要事項を書き、運転免許証などの身分証明書の写しを添えて、宇都宮市電子申請共通システムに必要事項を入力するか、直接または郵送などで、議会事務局議事課（議会棟3階）へ。

受け付け締め切りは、定例会初日の7日前（土・日曜日、祝休日の場合はその前日）の午後5時15分です。締め切り後に提出されたものは、次の定例会での取り扱いとなります。

詳しくは、市議会ホームページをご覧ください。議事課へ。

## +

### 議会広報広聴

**取扱窓口** 議会事務局政策調査課 TEL 632-2611

#### ▶ 議会広報紙「あなたと市議会」

年4回、定例会翌月下旬発行（必要に応じて臨時号を発行）。市内各世帯へ新聞折り込みで配布（新聞未購読世帯へは送付）。

点字版・音声版も発行（視覚障がい者に送付）。送付を希望する人はご連絡ください。

#### ▶ 議会広報番組「井上咲楽の「サクサク！うつのみや市議会」

幅広く議会活動を周知するため、とちぎテレビにて広報番組を放送。井上咲楽さんがまちに出て、市議会に関することや、議案などについてインタビューを行い、議会へ市民の声を届け、議会として市民の声に答えていきます。

#### ▶ 市議会ホームページ

議会の日程や会議結果、議員名簿、会議録などを掲載。インターネットで、本会議の生中継と録画配信を実施。

#### ▶ 議場見学

事前申し込みが必要となりますので、お問い合わせください。

#### ▶ 市議会へのご意見

議会活動の活性化を図るため、広く市民の皆さんから議会に関するご意見を募集しています。

**対象** 市内在住または通勤・通学者

**方法** 手紙・FAX・Eメール

**提出先** 〒320-8540宇都宮市議会広報広聴委員会

FAX 632-2613

Eメール u79002000@city.utsunomiya.tochigi.jp

## 選挙

**取扱窓口** 選挙管理委員会事務局 TEL 632-2794

### +

#### 投票

投票は、投票日当日に指定された投票所で自書により投票するのが原則です。

ただし、投票日に仕事などで投票できない人は、公示（告示）の翌日から投票日の前日まで、期日前投票所で投票ができます。

投票所では、自書できない人は代理投票が、目の不自由な人は点字投票ができますので、係員にお伝えください。

また、指定された病院や施設などに入院（入所）している人は、その病院や施設内で不在者投票が、体に重度の障がいがあり所定の要件に該当する人は、在宅のまま郵便等による不在者投票ができます（事前に登録などの手続きが必要）。

### +

#### 選挙人名簿

選挙人名簿は、選挙を正しく円滑に行うために選挙権を持つ人を登録するものです。

登録には、満18歳以上の日本国民で住民票が作成された日（転入者は転入の届け出をした日）から引き続き3カ月以上、住民基本台帳に記録されていることが要件になります。また、住民票が作成された日から引き続き3カ月以上本市の住民基本台帳に記録されていた人で、本市に住所を有しなくなった後、4カ月を経過していない人も、本市で登録されることとなります。実際に投票するためには、選挙人名簿に登録されていることが必要です。

### +

#### 定時登録と選挙時登録

##### ▶ 定時登録

毎年3・6・9・12月の1日現在で登録資格のある人を選挙人名簿に登録します。

##### ▶ 選挙時登録

選挙が行われるときは、その都度資格のある人を登録します。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。



## 行政情報

### +

#### 行政情報センター（市役所1階）

**取扱窓口** 行政情報センター TEL 632-2127

市で作成した刊行物やパンフレットをはじめ、国・県・他の市町村・各種団体が発行した行政や市民に関する資料が収集、整理されており、閲覧できます。

また、行政情報・資料の案内や行政情報の公開などの窓口として、行政情報の公開請求や個人情報開示請求の受け付けも行います。

### +

#### 情報公開制度

**取扱窓口** 行政経営課 TEL 632-2045

開かれた市政の実現を図り、市民参加を推進するために、皆さんの請求に応じて、市の保有する行政情報を公開しています。

### +

#### 個人情報保護制度

**取扱窓口** 行政経営課 TEL 632-2045

市が行う個人情報の取り扱いについて必要なルールを定めるとともに、市の保有する行政情報の中に含まれる自分の情報の開示や、その誤りの訂正を求めることができる権利などを保障しています。